

技 術 開 発 受 託 確 認 書

技術開発受託確認書（以下「本確認書」という。）は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産技総研」という。）がお客様から受託する技術開発受託業務に関する基本的な合意事項につき定めるものです。

1 受託

産技総研は、技術開発受託申込書に記載した範囲において、技術開発受託を実施し、その結果を提供します。

2 定義

本確認書において、お客様とは、産技総研に対し技術開発受託の申込み、技術開発受託に関する相談を行った者を言います。

3 利用資格

- (1) 技術開発受託は、日本の法務局に登録されている法人、又は日本に居住する日本国籍者に認めるものとします。
- (2) (1)に定める以外の者であっても産技総研が必要と認める者については、技術開発受託を利用できるものとします。
- (3) (1)に該当する者であっても、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条 第 4 号に規定する暴力団員等である者、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当する者については、技術開発受託を認めないものとします。
- (4) (1)に該当する者であっても、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号）等の一部改正について（令和 3 年 11 月 18 日付け 20211102 貿局第 1 号輸出注意事項 2021 第 30 号）に規定する「特定類型」に該当する者には、技術開発受託を認めないものとします。
- (5) お客様は、産技総研の要請があったときは、(1)に該当すること、及び(4)に該当しないことを確認できる定款等の書類を提出するものとします。

4 委託費

- (1) 産技総研が請求する委託費は、請求書に記載された合計金額とします。
- (2) 産技総研が発行した見積書の有効期間は、発行後 3 ヶ月間とします。ただし、有効期間内に料金改定があった場合は、改めて委託費を算定するものとします。

5 技術開発受託の申込み

技術開発受託を依頼しようとするお客様は、産技総研が指定するウェブサイトからの申込み、又は技術開発受託の概要等を記載した理事長が指定する技術開発受託申込書に署名の上、理事長に申込みのものとします。

6 内容等の変更

お客様は、技術開発受託の内容等を変更する場合は、産技総研が技術開発受託に着手する前までにその旨を産技総研に通知するものとします。

7 契約締結の拒否

産技総研は、お客様が次の事項のいずれか一つにでも該当することが判明した場合は、当該技術開発受託の申込みを承諾しないことができるものとします。ただし、それ以外の場合につき産技総研が承諾の義務を負うものではありません。

- (1) お客様が申込みに際して、故意過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記など事実と異なる記載がある場合又は署名欄に記入漏れがあ

る場合

- (2) お客様の委託目的等が国内法令等に抵触するおそれがある場合
- (3) お客様が技術開発受託以外のサービスを含めた産技総研の利用について、産技総研に支払うべき料金等を滞納している場合又は過去に料金等の支払いを遅滞したことがある場合
- (4) お客様が過去に技術開発受託以外のサービスを含めた産技総研の利用について、中止措置又は研究等の受委託契約の解約を受けたことがある場合
- (5) お客様から委託費を上回るような資材設備等の提供が行われる場合に、産技総研の求める念書の提出がなされないとき
- (6) お客様の持込品が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断される場合
- (7) 産技総研が産技総研の業務に支障があると認める場合
- (8) その他、産技総研がお客様からの技術開発受託を不適切又は不可能と判断した場合

8 契約の成立時期

受託契約は、お客様と産技総研が技術開発受託契約書に押印した日した日をもって締結されたものとします。

ただし、委託費が 200 万円未満の場合で、お客様が本確認書の内容に同意の上、第 5 項の規定による申込書を提出したときは、契約書の作成を省略できます。この場合、産技総研が技術開発受託申込書に電子決裁した日をもって締結されたものとします。

9 支払方法

- (1) お客様は、委託費の支払条件及び方法について別段の定めのない限りは、請求書発行後、次項に定める支払期限までに次の各号の一により産技総研に支払うものとします。
 - ア 現金払い
 - イ 産技総研が指定する銀行口座への振込
- (2) (1)に係る手数料等の費用が発生する場合は、お客様の負担とします。
- (3) 委託費の支払いをお客様と異なる者が行う場合で、請求書の宛名名義をお客様以外の者とするときは、お客様は当該委託費の支払予定者が署名又は記入・押印した産技総研が指定する委託費支払申込書を産技総研に提出するものとします。この場合に委託費の支払いに係わる手数料等の費用が発生するときは、支払予定者の負担とします。

10 支払期限

委託費の支払期限は、原則として請求書の発行日の属する月の翌月末日とします。

11 機密保持

産技総研は、お客様から口頭若しくは書面により開示又は提供された資材設備等及び当該資材設備等に関する技術情報並びに技術開発受託の結果、その他技術開発受託実施にあたり知り得たお客様の営業上、技術上の情報（以下、総称して「機密情報」という。）について、お客様の書面による事前同意なしには、これらを当該技術開発受託以外の目的に使用せず、かつ、第三者に開示又は漏洩をいたしません。

ただし、次の各号の一に該当する機密情報についてはこの限りではありません。

- (1) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に既に産技総研が所有又は取得していたもの
- (2) お客様から機密情報の提供又は開示を受ける前に印刷物等で既に公知となっていたもの又は当該提供若しくは開示後、産技総研の責めによらず公知となったもの
- (3) お客様から機密情報の提供又は開示を受けた後、産技総研がお客様に対する機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得していたもの
- (4) 法令の要求に基づき開示しなければならないもの
- (5) 産技総研が発行する行政上必要な刊行物に掲載される課題名等（お客様の属性を除いたもの）

12 産技総研の責務

- (1) 産技総研は、善良なる管理者の注意をもって、産技総研の収受印が押印された技

術開発受託申込書に定められた概要により技術開発受託を行い、お客様に対し、結果を通知します。

- (2) 産技総研は、(1)の規定による結果の通知を、報告書又は資料の提出によるものの中から、契約時にお客様が指定した方法により行います。

13 お客様の責務

- (1) お客様は、産技総研が指示する方法及び期日等により、技術開発受託の実施に必要な資材設備等を技術開発受託開始日までに自己の責任と費用により、産技総研の指定する場所に提出するものとします。
- (2) お客様は、産技総研から資材設備等について説明を求められたときは、これに応じなければならないものとします。
- (3) お客様は、産技総研がお客様から提出された資材設備等のみでは技術開発受託を行うことが困難であると認め、当該技術開発受託を行うために必要な追加資材設備等の提出を請求した場合は、産技総研と協議の上、定めた期日までにこれを産技総研に提出しなければならないものとします。
- (4) 本項に定めるお客様の提出書類等の虚偽記載・記載不備又は提出の遅延等により生じた報告書等の誤り、発行等の遅延について産技総研は一切の責任を負いません。
- (5) 産技総研の施設、機器、技術開発受託実施状況等の撮影、録画、録音は、産技総研の承諾を得た場合に限るものとします。
- (6) お客様は、産技総研への提出書類等を日本語で作成するものとします。

14 産技総研の解除権

- (1) 産技総研は次の各号の一に該当するときは、その理由を明示の上、技術開発受託を中止し、その契約を解除することができるものとします。
 - ア お客様が本確認書に定める責務を怠ったとき、その他お客様の責に帰すべき事由により、報告書等による結果の通知をすることができないとき
 - イ お客様がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、産技総研が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき
 - ウ お客様の持込品が人体や環境等に悪影響を及ぼすことが判明したとき
 - エ 産技総研が、技術開発受託申込書控えをお客様に発行した日から、3ヶ月以内に必要な資材設備等を提出しなかったとき、又は資材設備等の提出の遅れにより当該技術開発受託が年度内に完了しないと判明したとき
 - オ 前各号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと産技総研が認めるとき
- (2) (1)の規定による契約の解除をする場合、産技総研は、当該技術開発受託が実施中であるときは、実施に要した経費に相当する額の支払いをお客様に請求することができるものとします。
- (3) (1)イの規定による契約の解除をする場合、(2)に定めるほか、産技総研が損害を受けているときは、その賠償をお客様に請求することができるものとします。
- (4) 契約の解除にあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、公益通報を行えるものとします。

15 資材設備等の返還、記録の保管

- (1) 産技総研は、技術開発受託終了後、速やかにその返還を条件に提供を受けた資材設備等をお客様に返還します。返還に要する費用はお客様の負担とします。ただし、資材設備等の性質により返還できないものは例外とします。
- (2) 産技総研は、別段の定めのない限り、報告書等の写しをその発行日の属する年度終了後5年間保管します。

16 結果の利用

- (1) お客様が技術開発受託の結果を利用することにより生じた損害については、産技総研は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 産技総研は、技術開発受託の結果又はその利用が、いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、その他の知的財産権等を侵害しないことを保証するものではな

いものとしします。

- (3) (1)にかかわらず産技総研の技術開発受託の実施方法若しくは結果報告の内容に重大な誤りがあり、かつ、当該誤りについて産技総研に故意又は重大な過失が認められる場合には、産技総研は、お客様と協議の上、次の各号の一により対応するものとしします。ただし、技術開発受託の実施日における標準的な技術からして予見困難な誤りは重大な誤りには含まれません。
 - ア 産技総研の費用負担のもとに当該技術開発受託のやり直し
 - イ お客様が支払った委託費の総額を限度額としてお客様が被った損害を賠償
- (4) お客様は、(3)の規定による対応を請求する場合は、報告書等の発行日から1年以内に行わなければならないものとしします。
- (5) お客様は、報告書等に誤りがあることを知ったときは、(4)の規定に準じ、その旨を当該報告書等の発行日から1年以内に産技総研に通知しなければ、やり直し及び損害賠償を請求することはできないものとしします。

17 知的所有権の帰属・取扱い

- (1) 産技総研の担当職員が、技術開発受託の業務について発明等をしたときは、原則として産技総研が承継し、又は取得するものとしします。ただし、発明等への寄与に応じて、お客様と産技総研が共有することができます。この場合、持分については、協議の上、定めるものとしします。当該技術開発受託の実施に伴い得られた発明等に係る知的財産権（特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、回路配置利用権、プログラム等の著作権、その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。）は、その発明等をなした者に帰属することを原則とし、産技総研及びお客様は、それぞれ自己に所属する担当者の保有する当該知的財産権の持分を承継します（ただし、特許法第35条第3項の規定により使用者が当該知的財産権を取得することを妨げられません。）。この場合において、産技総研及びお客様は、そのために必要な譲渡証書及び同意証書の取得、又はそれに代わる契約の締結その他の内部的措置をとるとともに、他の当事者が必要に応じて求める当該証書、契約書等の写しを提供します。
- (2) 産技総研の担当職員が、技術開発受託の業務について作成した著作物（前号で規定されるものを除く。）、その他技術文書等に係る権利は、産技総研に帰属します。

18 名義使用

- (1) お客様は、報告書に記載の結果等の利用について産技総研の名義を使用する場合は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所試験計測等における名義使用取扱要綱に従って産技総研の承認を得なければならないものとしします。名義使用の申請は、報告書発行日から5年後の日の属する年度の12月28日までとしします。
- (2) 産技総研は、無断で又は承認なく産技総研の名義を使用したお客様に対して、産技総研のサービス提供の中止、名義使用の中止、広告等の回収、謝罪広告等の掲載及び損害賠償を求めることができるものとしします。
- (3) 名義使用の承認期間は、報告書発行日から5年後の日の属する年度末までとしします。

19 免責

- (1) 産技総研の責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、お客様がけが等の事故及び損失を負ったときは、産技総研は一切責任を負わないものとしします。また、試験品の損傷、汚れなど試験品の価値を減ずる事態が生じた場合については、産技総研は一切責任を負わないものとしします。
- (2) 設備機器、原材料その他の製造業者等に製造物責任法上の責任が生じる場合、修理・保守・校正の役務を提供する者に債務不履行や不法行為、契約不適合の責任が生じる場合も、お客様に対し製造物責任法上の責任を含め、産技総研は一切責任を負わないものとしします。

20 不可抗力

- (1) 産技総研は、天災地変、機器の故障、輸送時の破損などその他の産技総研の責めに帰する事ができない事由により契約の履行が困難になったときは、お客様に結果

の通知の延期を求め、又は契約の解除を求めることができるものとします。

- (2) (1)の規定により契約を解除するまでに要した費用は、産技総研が合理的と考える方法によって決定するものとします。

21 権利・義務の譲渡禁止

お客様は、産技総研の書面による承諾を得た場合、又は委託費の支払いにおいて、第9号第3号による手続きを行った場合を除き、技術開発受託に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をできないものとします。

22 協議

本確認書に定めのない事項又は本確認書の各事項に関する疑義については、両者誠意をもって協議の上、決定するものとします。

23 合意管轄

- (1) 本確認書及び個別契約に基づく訴訟については、横浜地方裁判所又は横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (2) (1)にかかわらず、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第13条第2項に規定する特許権等に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<以下余白>